# 平成29年度第1回幕別町廃棄物減量等推進審議会会議報告(議事録)

1 日 時 平成29年11月24日 13時30分~14時45分

2 場 所 役場会議室

3 出席者 (委 員)加藤正則、下山一志、生出勝、松島由弥、岩野英法、

池田明子、千葉美由紀、矢野義則、西川保 (13名中9名)

(事務局) 飯田町長、合田部長、天羽課長、大島係長、有田主事

小野課長、児玉係長、

欠席者 (委員)笹井守、加藤茂樹、岡田雅則、木村勝敏(13名中4名)

4 審議内容 以下のとおり

(委嘱状交付)

1. 町長挨拶

2. 会長の選任について

•会 長 矢野 義則 委員

3. 副会長の選任について

・副会長 池田 明子 委員

4. 報告事項

報告第1号 ごみ処理基本計画の実績及び検証について

事務局(大島)説明

#### 【策定根拠について】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第6条により「市町村は区域内の一般廃棄物の発生量や処理量、 排出の抑制等について計画を定める」ことと定められており、同法第5条の7において「一般廃棄物の減量 等に関する事項を審議させるため、市町村に廃棄物減量等推進審議会を置くこと」を国の法律で定めており ます。

これらのことから、幕別町においても「廃棄物の処理及び清掃に関する」条例・規則より、審議会において一般廃棄物の処理や基本方針、減量方針について、町長の諮問に応じ、審議、答申をすることと定めております。

#### 【現計画の策定時の背景】

このことから、現計画では、幕別町と旧忠類村でそれぞれ策定していたごみ処理基本計画について統合しており、平成19年度を初年度とし、目標年度を幕別町第5期総合計画の目標年度に合わせて平成29年度までの11年間を計画期間として策定しております。

現計画を策定した平成18年度時点では「循環型社会形成推進基本法」等が施行され、排出者責任の明確化や発生抑制を第一とした処理を優先するよう法定化されおり、家電リサイクル法などの各種推進法が整備されるなど、循環型社会の構築に向けた取り組みが急速に進んでおりました。

幕別町においても平成16年10月より、忠類地域では平成16年4月よりごみ袋の有料化を導入しており、計画期間中において急速に減量化が進むことを念頭に計画を策定しております。

## 【現計画のごみの処理状況】

現計画でも示しているとおり、幕別地域と忠類地域では、ごみの処理方法に違いがあり、幕別地域では1市8町村で構成している十勝環境複合事務組合の「くりりんセンター」において中間処理をしており、その後、平成23年度より池田町にある「うめーるセンター美加登」で最終処分をしております。

また、忠類地域では広尾町、大樹町、忠類地域の3町で構成している南十勝複合事務組合の「南十勝環境衛生センター」において中間処理をしており、その後、広尾町にある「南十勝廃棄物処理センター」で最終処分を行っております。

このことから、処理場が違うことで、処理方法や分別方法に違いがあります。

また、大きく違うことですが、年末の掃除や引越等のよる「纏まったごみ」を排出する際に、各中間処理施設まで直接搬入することが多く、幕別地域では「くりりんセンター」にで1kgあたり17円の料金が発生し、排出者が負担しますが、忠類地域では「南十勝環境衛生センター」への搬入分は無料であり、料金についても違いがあるところです。

## 【基本目標・基本方針】

このように、それぞれの加入組合の方針や地域性、過去からの経緯による違いはありますが、現計画では 基本目標として「**自然とともに生きる環境にやさしいまちづくり**」を理念に、「**町民・事業者・行政の協同 によるごみの減量化」、「効率的なリサイクルの推進」、「環境にやさしいごみ処理の推進」を基本方針**とし て統一した理念・方針のもと各種減量対策を実施することとしております。

## 【検証方法について】

計画において目標数値を設定しているのは「網かけしている」4項目であり、「計画収集ごみ量」「計画収集ごみ発生量」「直接搬入ごみ量」「資源リサイクル率」になります。

これらの検証にあたり、幕別地域では目標年度の人口を28,238人と推計しており、平成28年度の実績では25,672人であり、ごみの総量で比較すると人口の乖離による影響により検証することが難しいため、1人1日あたりの排出量を示す原単位で比較させていただきます。

また、幕別地域では平成28年8月の台風の影響により、猿別地域と相川地域で約75軒の浸水被害があり、可燃ごみで95 t、不燃ごみで155 tの災害廃棄物が発生しております。

計画の目標数値の設定においては、日常生活による排出を想定しており、特別発生した災害廃棄物を含んだ数値では、減量対策の効果やリサイクル率を検証することが相応しくないことから、検証では災害廃棄物を除いた数値にて比較することとします。

#### 【検証結果 (家庭からの収集量)】

「家庭からの収集量」は基準年度より減量化が図られており、平成23年度まで助成しております「生ごみ処理容器(約2,000台)」による減量効果や分別排出について一定程度の普及が図られているものと考えております。

今後は「**可燃ごみ」**の6割程度を占める「生ごみ」の減量対策を推進強化し、ダンボールコンポストの 推奨や食品ロス削減の啓発のより、更なる減量化を図ることが必要であります。

「不燃ごみ」については、転入者や単身者世帯が多い幕別地域(特に札内地域)において、不燃ごみとして資源物を混合排出しているケースが多く、今後は更なるの分別排出の徹底により、減量化や資源化を図る必要があります。

また、「**資源ごみ**」についても洗浄不足による排出があり、これらが原因となり、パッカー車内の収集ごみにて汚れが拡散し、結果的にはリサイクルができずに「不燃ごみ」として処理されているケースがあります。これについては組合においても、重要な問題になっているところあります。

これらについては、適性排出を促すことにより、リサイクル化や減量化を図り、また、家庭収集ごみの排出から集団資源回収へ促すことで、集団資源回収量の増量を図る必要があります。

## 【検証結果(直接搬入分の収集量)】

直接搬入分については両地域ともに減量目標のところ、増量しております。

**幕別地域の可燃ごみについて**は事業系一廃が 99%を占めており、紙ごみや食物残渣によるものであります。平成 26 年度がピーク値になっており、これらについては事業所等への啓発や食品ロス削減の啓発により減量化を図る必要があります。

また、不燃ごみについては家庭ごみが 80%を占めており、計画的な排出を促すととともに 3 R の推進により排出抑制の啓発や資源化、減量化を図る必要があります。

**忠類地域の可燃・不燃ごみ**については、事業系ごみの有料化の導入を見込んでおりましたが、現時点でも有料化していないことが大きな要因と考えられます。今後も有料化への検討を引き続き協議しながら、幕別地域と同様に事業所等への啓発や、食品ロス削減の啓発、3Rの推進により排出抑制の啓発や資源化、減量化を図る必要があります。

**幕別地域のリサイクル率**については、基準年度よりリサイクル率が減少しているが平成 28 年度実績が 36%であり、北海道で示しているリサイクル率 30%を充たしております。但し、今後も適性分別・排出抑制の啓発により資源化と減量化を図る必要があります。

**忠類地域のリサイクル率**については、目標を達成しておりますが、平成 28 年度実績が 17%と幕別地域と 比ベリサイクル率が低いことから、今後も適性分別・排出抑制の啓発により資源化と減量化を図り、リサイ クル率の向上を図る必要があります。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

#### (質疑) 無し

## 5. 議事

議案第1号 第2期ごみ処理基本計画の策定について

事務局 (大島) 説明

#### (1) ごみ処理基本計画策定根拠法令について

議案書に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)を記載しておりますが、「報告第1号」においてご 説明させていただいた内容になりますので、説明を省略させていただきます。

#### 【(2) 第2期ごみ基本計画(素案)について】

#### 【策定背景】

第2期計画の策定にあたり、まずは、幕別地域と忠類地域でのそれぞれの加入組合の方針や地域性、過去からの経緯、そして減量対策の継続性を考慮し、基本的には現計画を踏襲したものであります。

また、目標数値の設定にあたり、現計画では法整備により急速に減量化が進むことを念頭に策定しておりますが、現在においては減量化や資源化について一定程度の普及をしている状態からの目標数値の設定となっております。また、これについては確定したものではなく、あくまで現段階の素案であります。

#### 【計画(素案)説明】

その後、1章から3章までは、幕別町第2期ごみ処理基本計画(素案)に沿い説明。

# 続いて 15Pの第4章ごみ処理基本計画であります。

基本目標については「自然との調和で快適な住まいる」であります。

基本方針としては「ごみ処理の適正化による循環型社会の形成」

「不法投棄の防止」

「環境にやさしいごみ処理の推進」とし

現計画を踏襲した上で、3Rの推進強化や食品ロス削減の啓発、不法投棄ごみの監視体制の強化、また、 老朽化した中間処理施設に係る検討を進めることとしております。

基本目標や方針については、平成30年度の計画であり幕別町第6期総合計画とも整合性を図っております。

# 続いて 16P の1. 計画期間でありますが、

平成30年度を初年度とし、十勝環境複合事務組合の中間処理施設(くりりんセンター)の建替えにより、 ごみの排出・処理方法についての変更が想定されておりますことから、供用までの平成37年度を目標年度 としております。

なお、十勝環境複合事務組合については、し尿処理が管内全市町村となったことから、効率的な広域連携のため、平成30年度より十勝圏複合事務組合と統合します。

# 続いて 17P の2. 将来人口の予測でありますが

幕別町人口ビジョン (平成 28 年 1 月策定) に基づき、幕別町の平成 37 年度の人口推計を 26,003 人としております。

人口予測の根拠でありますが、平成27年3月の住民基本台帳人口を基準にコーホート要因法と住民アンケートの結果から、今後の出産希望数を考慮して予測しているものであります。

# また、3. ごみ処理の主体でありますが、記載のとおりであります。

4. 基本方針の取り組みについてでありますが、

先ほどの説明のとおり、現計画を踏襲(とうしゅう)した上で、3Rの推進や減量対策として食品ロス削減の啓発、不法投棄ごみの監視体制の強化、また、老朽化した中間処理施設に係る検討を進めることとし、詳細について項目として書き出ししております。

# 続いて 18Pの 5. ごみ処理体制の充実でありますが、

幕別地域については中間処理施設の建替え(供用)にあたり、環境配慮やごみの堆肥化、燃焼によるエネルギー回収等を考慮した、新施設のあり方について組合と協議を進めます。また、忠類地域においても老朽化が進んでいることから、今後のあり方について、広域化を含め、関係市町村と協議を進めることとなります。

# 続いて 20 P の 7. その他ごみ処理に関する課題と対策でありますが、

- ①幕別地域と忠類地域との調整でありますが、これについては、各組合との調整が必要であることから、 現在も忠類地域において、検討・協議をしているところであります。
- ②ごみステーションのごみ不分別排出でありますが、特に札内地域で多く、個別調査を行い、排出者へ指導や広報紙等による周知を図っていきます。
- ③ごみ不法投棄対策については、現在も不法投棄重点箇所を監視しており、名前等の記名があるものは、 警察への通報や直接電話にて確認を行っておりますが、今後は更なる監視体制の強化を図ることと、全町一

斉クリーン作戦の参加者の拡大を図り、不法投棄の抑制を図っていきます。

特に④の集団資源回収での排出の徹底でありますが、1人あたりの排出量が減少傾向にあることから、今後は公区等と連携した上で、広報誌やごみカレンダーへの掲載により啓発を図ることとします。

続いて 21 P の 8. ごみ排出量の目標でありますが、

こちらの数値根拠についてはA4の資料1により説明させていただきます。

1枚目が幕別地域、2枚目が忠類地域になります。

## 【基準値】

基準値については、基準年次は実績が確定している平成28年度とし、特別発生した災害廃棄物(可燃95t、不燃155t)を除くこととします。

また、生ごみ処理容器については堆肥化していることから、ごみの処理量として積算することが相応しくないことから除くこととします。

なお、総数量による目標では人口の推移の乖離による影響があることから、原単位での目標とします。

## 【目標数値の設定項目】

目標数値の設定項目については、現計画と同様に「網かけしている」4項目であり、「**計画収集ごみ量」**「**計画収集ごみ発生量」「直接搬入ごみ量」「資源リサイクル率」**とします。

# 【目標数値の設定における考え方】

目標数値の設定における考え方でありますが、現計画策定時と違い、減量化や資源化が一定程度の普及している上での計画となっております。

対策としましては生ごみの堆肥化や減量化、更なる分別排出の徹底によるリサイクル資源の掘り起こしによる目標設定であり、計画期間も現計画期間の11年間よりも短い8年間での設定であります。

これらを勘案し、第2期計画では現計画の実績を8年で割り返した率や実績数値の最大値・最小値、また、 国で示す平成32年度の目標値である「計画収集ごみ発生量の原単位500g」や北海道で示す平成31年度の 目標値である「ごみの総量の原単位940g、リサイクル率30%」、また、近隣市町村の目標数値を考慮した 設定としております。

#### 【目標数値(幕別地域)】

このことから、幕別地域の目標数値ですが、端の3列に記載しております、

「2期計画(目標:H30~H37)」を参考にお願いします。

## まず、網掛けの1段目の「計画収集ごみ量」ですが

#### 原単位の比較では

H28の基準値が 525gのところ

H37の目標では476g (-9.3%) としております。

# 続いて、網掛けの2段目「計画収集ごみ発生量」ですが、

これらの「計画収集ごみ量」と、家庭から公区等に排出している集団資源回収量の総量であり、**原単位の 比較**では

H28 の基準値が 609g のところ

H37 の目標では 561g (-7.9%) としております。

これらは、食品ロスの削減啓発等により可燃ごみの減量化や分別排出の徹底によるリサイクル資源を掘り起こし、これらを集団資源回収への排出を促すことにより目標数値であり、国で示す原単位 500 g には届きませが、道が示す 590 g を達成するものであります。

# 続いて、網掛けの3段目「直接搬入ごみ量」ですが、

#### 原単位の比較では

H28 の基準値が 185g のところ

H37の目標では176g(-4.9%)としております。

現計画の実績のより平成26年度がピーク値であることから、今後は計画収集ごみと同様の対策のよる減量化を図るが、可燃ごみについては、事業所ごみが大半であり、現段階で企業努力により減量を図っていることから、大きな減量が望めないため、家庭収集ごみの減少率よりも低めに設定しております。

# 続いて、網掛けの4段目「資源リサイクル率」ですが、

これらは、「計画収集ごみ量」の資源ごみと集団資源回収量を、計画収集ごみと発生量で割りだし資源リサイクル率であります。

H28 の基準値が 38%のところ

H37の目標では39%(+1%)としております。

これらは、分別排出の徹底によるリサイクル資源の掘り起こし、集団資源回収への排出を促すことによる 設定であり、北海道が示す30%を充たしているものであります。

## 【目標数値(忠類地域)】

続いて、忠類地域の目標数値ですが、

# まず、網掛けの1段目の「計画収集ごみ量」ですが 原単位の比較では

H28 の基準値が 548 g のところ

H37 の目標では 531g (-3.1%) としております。

# 続いて、網掛けの2段目「計画収集ごみ発生量」ですが、 原単位の比較では

H28 の基準値が 602g のところ

H37の目標では590g (-2.0%) としております。

これらは、幕別地域と同様の対策による目標数値ではありますが、幕別地域(札内地域)と違い、転入出による流動人口の変化が少ないことと、高齢化していることを考慮し、減少率を低く設定しております。

# 続いて、網掛けの3段目「直接搬入ごみ量」ですが、

#### 原単位の比較では

H28 の基準値が 180 g のところ

H37 の目標では 174g (-3.3%) としております。

現計画の実績のより平成27年度がピーク値であり、今後は計画収集ごみと同様の対策のよる減量化を図ることとするが、直接搬入については無料であることを考慮して幕別地域よりも減少率を低めに設定しております。

#### 続いて、網掛けの4段目「資源リサイクル率」ですが、

H28 の基準値が 18%のところ

H37の目標では19% (+1%) としております。

これらは、分別排出の徹底によるリサイクル資源を掘り起こし、集団資源回収への排出を促すことによる 幕別地域と同様の1%上昇の設定としております。

以上で資料1の説明になります。

それでは、第2期ごみ基本計画(素案)の21Pへお戻りください。

21 Pと 22 Pは資料1の数値等を文言化したものになります。

23 Pについては、平成37年度の目標数値をもとに計画初年度から数値化したものであります。

これらに計画についてはあくまで素案であり、委員の皆様からのご意見を頂戴した上で、お諮りさせていただきたく考えております。

#### 【訂正】

また、訂正をお願いしたいのですが、22 Pの 6行目について「185 g から 179 g」と記載のところ「185 g から 176 g」と訂正をお願いします。

以上で(2)第2期ごみ基本計画(素案)についての説明を終わらせていただきます。

## 【(3) 第2期ごみ処理策定スケジュールについて】

続いて(3)第2期ごみ処理策定スケジュールについてですが、議案第1号の(3)に予定を記載しております。

前段で町長からの諮問があったことから、第2期計画についての今年度中に答申することとなります。 また、各種計画については町民からの意見を踏まえて策定することから、30 日以上のパブリックコメントを実施しております。

このことから、第2回審議会については12月下旬~1月中旬での開催を考えております。

また、審議会についてはなるべく、多くの委員の出席をいただきたく、日程や開催時間についてもお伺い したくお願いいたします。

第2回審議会の日程によっては、以下のパブリックコメントや第3回審議会、答申のスケジュールについても日程を変更させていただきます。

以上で議案第1号についての説明を終了いたします。

#### (質疑)

生出委員:町内における不法投棄箇所の把握について

事務局 : 不法投棄重点箇所についてはマップで管理しており十数箇所程度である。

現在も重点箇所については現在も監視しているが、更なる監視に努めることと、全町一斉クリーンの参加者拡充により「ごみを捨てにくい環境づくり」を推進したい。

#### 6. その他

事務局 第2回審議会については12月下旬~1月中旬での開催を考えております。

また、審議会についてはなるべく、多くの委員の出席をいただきたく、日程や開催時間についても お伺いしたくお願いいたします。

委員 開催日時は会長と事務局に一任する。また、時間については今まで同様に日中の開催をお願いしたい

会 長 それでは、以上をもちまして、平成29年度第1回廃棄物減量等推進審議会を終了いたします。